

## 「資源ごみ」等再資源化推進事業業務委託（植木地区）仕様書

### 1 目的

この仕様書は、「資源ごみ」等再資源化推進事業業務委託（植木地区）の実施に関し、必要な事項を定める。

### 2 業務内容

次に掲げる資源ごみ等の中間処理および中間処理後の再生資源を引き渡しする際の連絡や積み込み作業等本委託業務は、本仕様書および家庭ごみ等中間処理業務委託共通仕様書の定めるところにより実施すること。

なお、本仕様書における「資源ごみ」、「粗大ごみ」とは、熊本市一般廃棄物処理実施計画で「定期収集家庭廃棄物（植木地区）」の「分別の区分」の品目として定められたものとする。

地区	受入	中間処理等	保管	搬入
植木地区	資源ごみ	資源ごみ	資源ごみ	6のとおり
	粗大ごみ（不燃）	なし※	粗大ごみ（不燃）	なし

- ・中間処理等とは、選別・圧縮・梱包等の一連の中間処理を行う業務を指す。
- ・保管とは、中間処理後の各品目物件（以下「再生資源」という。）を売却または引き渡しまでの期間の保管並びに連絡や積み込み作業の一連の業務を指す。
- ・搬入とは、再生資源を市が指定する施設まで輸送し、引き渡すことを指す。

※ただし、自転車については選別し別に保管する。

### 3 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

### 4 受入

#### （1）受入場所

熊本市北区内にある施設で受け入れを行うこと。また、当該地区内に2か所以上施設がある場合は、植木町に近い施設で受け入れを行うこと。

ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による本市の設置許可を有する一般廃棄物処理施設（以下「許可施設」という。）であること。

#### （2）受入日等

ア 「資源ごみ」については、原則祝日を除く第1週目から第4週目までの月曜日から金曜日

イ 「粗大ごみ」については、原則祝日を除く第3、第4水曜日、木曜日及び第4金曜日

ウ 上記以外の日のうち、市が別途指示する日。（例：春・秋の一斎清掃等）

### 5 中間処理

中間処理は以下の要領により行うこと。ただし、必要に応じて本市と別途協議し、本市の承認を受けた場合はこの限りでない。

- (1) 熊本市北区にある許可施設で中間処理を行うこと。
- (2) 「古紙類」は、選別後、それぞれ圧縮及びバンド掛けすること。
- (3) 「びん類」は、可能な限り細かい物も選別し、むやみに残さとしないこと。
- (4) 「かん類」、「金物類」のうち、スチール缶、アルミ缶、非鉄（なべ類）に選別したものは、それぞれ圧縮機によってプレスすること。
- (5) 「ペットボトル」は、圧縮・梱包すること。
- (6) 「蛍光管」、「水銀温度計・水銀血圧計」は、市が別途指示する保管容器に入れ、それらに使用されていた包装材等は、可能な限り資源化すること。
- (7) 「小型充電式電池」は端子部の絶縁処理等、一般社団法人 JBRC が定める安全処置を行うこと。
- (8) 「電池が取り外せない小型家電製品」、「乾電池・ボタン型電池」、「加熱式タバコ」、「モバイルバッテリー」は、扇田環境センターの指定された場所へ搬入すること。
- (9) ガス缶・スプレー缶及びライターは、爆発等のないよう十分に注意して取り扱うこととし、また作業時には適宜、穴あけ機械等を使用して適正に処理し、再資源化すること。また、穴あけ機械から発生する汚水等については、関係法令等に基づき適切な処理をすること。
- (10) 「粗大ごみ」のうち自転車については、2級鉄として選別すること。

## 6 再生資源の指定施設への搬入

中間処理された再生資源のうち、次の表で示すものは、指定する施設へ搬入すること（古布類は搬入までの間、必ず屋内保管すること）。ただし、市が別途指示する場合にはこれに従うこと。

再生資源の種類	搬入場所	搬入場所の所在地
古布類		
ライター		
無色びん		
茶色びん	「資源物」等再資源化推進事業業務委託（A 地区）の受託者施設	熊本市内
その他の色びん		
蛍光管		
水銀温度計		
水銀血圧計		
その他金属		
その他電池類	扇田環境センター	北区貢町 1567
小型家電 30 品目		
その他小型家電		